

3 - 1 課税状況

(3) 源泉徴収義務者数の累年比較

区 分	源 泉 徴 収 義 務 者 数							
	利子所得等	配当所得	特定口座内保管 上場株式等の譲 渡所得等	上場株式等の 譲渡所得等	給与所得	報酬・料金等 所 得	非居住者等 所 得	
	件	件	件	件	件	件	件	件
平成11年分	290,048	2,201	5,567	-	70	157,567	124,437	206
12	289,147	2,172	5,407	-	69	157,012	124,266	221
13	286,100	2,263	5,026	-	67	155,197	123,322	225
14	285,963	2,161	4,474	41	-	154,551	124,481	255
15	283,312	2,042	4,335	41	-	154,817	121,793	284

資 料： 法人課税課調

調 査 時 点： 翌年6月30日現在

用語の説明： 「源泉徴収義務者」とは、所得税を源泉徴収して国に納付する義務のある者をいう。

(注) 上場株式等の譲渡所得等に対する源泉分離選択課税制度が、平成14年12月31日をもって廃止され、平成15年1月1日以降の譲渡については「特定口座内保管上場株式等の譲渡所得等に対する源泉徴収制度」が新設された。